



第三国から観光ガイド – オーストリアで仕事をする

本情報誌では、第三国 (EU/EEA圏外のすべての国) の観光業者がオーストリアで職業として観光ガイド業務を行なう上での条件について概要を案内します:

オーストリアでは、職業として観光ガイド業務を行うには制約があります。当該業務を行なうに当たり、オーストリアの法令にしたがって、一定の条件が課せられます。したがって、オーストリア在住の外国国籍者は、下記の条件が満足されなければ、オーストリア人と同様の観光ガイド業務に従事できません。

- 自営業者として従事を可能ならしめる**居留資格**を有する、かつ
- 当該業務を行なう**その他要件** (特に**資格証明書**) を満たしている

その結果、オーストリアでの第三国市民による観光ガイド業務は、オーストリアの定住許可 (事業登記) を有してはじめて可能になります。そのためには、特に、自営業経営許可を含む、オーストリア外国人法に準拠した**定住許可登録** (居留資格)、および、オーストリア貿易規制に準拠した**資格証明書**の提出が必要です。

定住許可登録

定住許可登録ははじめての場合、オーストリア入国前に、オーストリア国外にある各管轄地域のオーストリア対外窓口機関 (大使館、総領事館) で申請できます。オーストリアで当該業務を行なうための**その他要件** (特に、オーストリア経済・労働省が国外で行なったトレーニングの資格証および/または承認) を満たしていることを確認する証書は、オーストリアの各管轄諸官庁で取得してください。

資格証明証

当該業務の従事者が、専門知識、商法に関する知識、および、オーストリアで規制対象となっている事業を遂行する上で必要な技能や経験をすべてに有していることを証明する証書。国際条約によってオーストリア以外の国で取得した試験証明書がオーストリア国内の試験証明書と同等と認められることもあります。そうでない場合には、申請者が必要な知識や技能を習得しているか否を、個々の場合に応じて、オーストリア経済・労働省が判断します。

詳細問い合わせ先¹:

Wirtschaftskammer Österreich

Fachverband Freizeitbetriebe

メール: freizeitbetriebe@wko.at

¹ 本書情報の記載に当たっては慎重を期していますが、記載内容については責任を負いかねます。著作者の文責は除きます。2008年9月バージョン。